

とべもり+エリア周遊誘客イベント企画開催業務仕様書

1 委託業務名

とべもり+エリア周遊誘客イベント企画開催業務

2 業務の目的

愛媛県が一体的な利用促進を図っているとべもり+（プラス）の4施設を含む周辺エリアでの周遊誘客イベントの開催を通じ、県内外に魅力を訴求し、利用を促すとともに、エリア全体の活性化を図る。

※とべもり+

えひめこどもの城、とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめ森林公园の県立4施設全体を表す呼称「とべワンダーフォレスト」の略称

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託上限額

12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

業務内容は、次の（1）から（3）のとおりとする。

（1）委託業務の企画

①実施時期

令和6年11月～令和7年2月頃

（実施期間4ヶ月間程度のイベントとして企画すること。）

②実施場所

周遊対象施設は、えひめこどもの城・とべ動物園・愛媛県総合運動公園・えひめ森林公园の県立施設のほか砥部町内施設及び伊予市内施設各1か所の計6施設とし、各施設に訪問するスポットを1か所以上設置すること。

③企画制作に関する業務

イベント開催計画の作成、施設管理者等との調整、什器・備品及び機材等の手配、造作並びに破損時の修繕、イベントに係る広報など、企画の実施に関する一切の業務

【企画提案に当たっての留意事項】

- ・対象施設への来訪をより確実なものとするために、宝探しや謎解きゲームなどの来訪動機を直接的に刺激するイベントを実施すること。
- ・参加者のターゲットは、エリアの主な利用層であるファミリー層並びに利用拡大を図っている若年層（中学生から大学生）とする。

- ・イベントの参加者数の目標を提案に含めること。（愛媛県は1万人を想定）
- ・愛媛県及び各施設の協力の要否について示すこととし、協力を要する内容がある場合は、具体的に例示すること。
- ・下記8（1）の著作権に関する取扱いについて、想定する譲渡不可能な内容や条件等を明示すること。
- ・設置物の想定イメージを提案に含めること。
(設置可否及び設置許可等に係る手続きについては、委託候補者決定後に協議を行う。)
- ・周遊するコース数や順番は提案による。
- ・イベントの参加費は無料とすること。（施設利用料等は参加者負担）
- ・参加特典を設定する場合、とべもり+エリアに関するものとし、費用は委託費に含めること。

（2）イベントの効果検証

今後のとべもり+エリアの集客施策の参考となるよう、参加者の年齢や参加グループの属性などの情報及びアンケート結果を、集約、分析すること。

（3）その他、独自提案により実施する取組み

上記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

6 業務計画書及び報告書の提出

- （1）受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- （2）委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- （3）愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- （4）愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得た場合は、この限りではない。

8 成果の帰属及び秘密保持

（1）成果の帰属

本件業務に関して受託者が作成した成果物に関する著作権について、原則として委

託料が完納された時点で愛媛県に譲渡することとするが、個別の内容に関する譲渡の可否及び利用条件等については協議による。また、この規定にかかわらず、愛媛県が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合がある。

おつて、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

10 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。